

お知らせ

Information

●愛知県障害者委託訓練の受講生募集

- 日 程(訓練期間) 7月8日(火)～10月9日(木)
- 時 間 月曜日から金曜日までの午前10時～午後4時
- 訓練対象者 移動が困難な身体障がい者で、自宅にインターネットの設備があり、メール通信やオフィスソフト(ワード、エクセル、パワーポイント)など基礎的操作ができる方
- 内 容 ビジネスコミュニケーション、HTMLとCSSの記述、画像編集などのスキルを習得しWebページの作成を可能にする。
- 訓練実施場所 各受講生宅
- 定 員 5人(面接で選考)
- 受講料 無料
- 申し込み方法 6月10日(火)までに、公共職業安定所で手続きをしてください。(受講には安定所での求職登録が必要です。)

問い合わせ先

愛知障害者職業能力開発校

☎0533(93)2102

●臨時(パート)職員を募集

- 勤務場所 学校給食センター
- 勤務内容 小中学校給食調理業務など
- 募集人員 2人
- 勤務形態 学校休校日以外の午前8時30分～午後4時(1日6.5時間程度)
- 勤務開始日 6月2日(月)
- 賃 金 時間給840円
- 交通費 月額2,000円(月10日以上勤務で自宅から2キロメートル以上の場合)
- 応募資格 年齢64歳(平成26年4月1日現在)までの健康な方(65歳定年)
- 提出書類 履歴書(市販のもの・写真添付)、健康診断書(後日提出可)
- 試 験 面接試験(後日連絡)
- 申込期限 5月26日(月)

申し込み・問い合わせ先

学校給食センター ☎(48)5111

換地処分に伴う住所、戸籍の変更について

宮津特定土地区画整理事業の換地処分に伴い「阿久比町大字宮津字名師」の全部、「阿久比町大字卯坂字大場」「阿久比町大字宮津字新海山・小廻間・下小廻間・猿子・東王場・二子東・鮎田・野添」の一部について、住民基本台帳の住所と戸籍の表示を平成26年5月3日に「阿久比町宮津一丁目、二丁目、三丁目、四丁目」に変更しました。

「住所更正通知」と世帯全員の「変更証明書」を世帯主宛てで送付しました。変更証明書は、運転免許証の住所変更手続きに利用できます。その他の住所変更に関する手続きの際には、提出先機関で必要書類などを確認してください。

今後、変更証明書の追加交付が必要な場合は、役場住民福祉課戸籍住民係窓口で申請してください。交付は無料ですが、申請の際には、本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証など公的機関から発行された書類)を持参してください。

■問い合わせ先

住民福祉課戸籍住民係
☎(48)1111(内225)

施設使用料減免申請を受け付けます

平成26年10月使用分からの施設使用料減免申請の受け付けを行っています。判定シートをご覧になり減免を希望する団体の方は、施設使用料減免申請書に添付書類を添えて、5月30日(金)までに団体を所管する課へ提出してください。添付書類は、会員名簿、会則、決算書または予算書です。

■問い合わせ先 政策協働課 ☎(48)1111(内204・303)

判定シート

- ①国、県、町および町の機関が使用するとき
- ②町および町の機関が主催または共催するとき
- ③町内の各種団体が行政活動の協力目的などで使用するとき
- ④大字や自治会が行政活動を補完する目的で使用するとき
- ⑤町が認める行政活動を補完する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑥社会福祉協議会が所管する福祉関係団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑦町内の保育園、幼稚園、小・中学校が正規の教育課程などで使用するとき
- ⑧体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の小・中学生で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき
- ⑨体育協会・文化協会に加盟し、全員が町内の65歳以上の高齢者で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき

- ※ 新たに免除・減額を希望する団体は、体育協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。(継続的な活動を行っている団体が対象)
- ※ 丸山公園の夜間照明設備の使用料は減免しません。冷暖房費は免除団体については免除しますが、その他の団体は徴収します。

